

# チャーター機での強制送還に関する抗議声明

2015年1月13日

法務省は2014年12月18日、チャーター機による強制送還を行った。

新聞発表と法務省の記者会見によると被送還者総数32人。スリランカ人26人

(男25人、女性1人) ベトナム人6人(男性6人) 最年少25歳、最年長64歳、女性1人、男性31人。総費用4000万円。

この中にRAFIQの支援していたスリランカ難民Aさんも含まれていた。

私たちは難民の収容と強制送還について強く抗議する。

## 1. 説得がなく突然の再収容。

Aさんは、2008年入国管理センターから仮放免され毎月きちんと仮放免更新日に出頭していた。前月の11月の時も「帰国するように」は言われていない。

しかし、2014年12月17日に更新に行ったところ突然「再収容」された。「逃亡の恐れ」がないにも関わらず再収容されている。

この日のうちに東京へ移送され次の日の18日にチャーター機で強制送還された。彼の場合、一度も説得がなく再収容の理由も明らかにされず、考える時間すら与えずに送還している。

再収容の理由と自主送還に向けた説得が必要ではなかったか？

## 2. 保証人への連絡がなく収容・送還。

Aさんの保証人はRAFIQのメンバーである。

私たちは17日、Aさんが「再収容」されたと聞いて保証人と共に18日に大阪入管に面会と確認に行きました。(この時はすでに送還された後だったという事を後で知りましたが、)

私たちが行くまで保証人にも連絡はありませんでした。「逃亡の恐れ」がないように保障している保証人に再収容の事実と理由は知らせるべきである。

## 3. 難民の再収容と送還。

Aさんはスリランカの少数民族の難民であり日本で難民申請を行っていた。

兄はカナダで難民認定されている。不認定が確定したため、裁判の準備を始めておりその旨も入国管理局に知らせていた。難民を迫害のある母国に送還したことになる。

難民に退去強制令書を出し、入国管理局に収容するのは、送還禁止の難民条約33条(ノン・ルフールマンの義務)に抵触することになり、再三国際人権機関から批判されている。また送還直前までこの義務は負うべきである。

また、難民認定法で認められている不認定後6か月以内に裁判をする権利を奪っている。

#### 4. 不安定な母国への送還

スリランカは2015年1月8日の大統領選挙が予定されており、選挙告示の12月からは不安定情勢になっていた。人権団体のヒューマンライツウォッチによると「暴力と脅迫にさらされる選挙」と報じている。

送還されたのは12月18日であるため選挙直前である。

このような不安な情勢の国に難民を送還することは危険であり、選挙結果や選挙後の情勢によっては新たな「十分に理由のある迫害」が発生することもありえる国に送還したのである。

以上の理由から今回のスリランカ難民のチャーター機での強制送還に強く抗議する。

RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)

大阪府高槻市大手町 6-24

TEL FAX 072-684-0231

MAIL [rafiqtomodati@yahoo.co.jp](mailto:rafiqtomodati@yahoo.co.jp)